

# 大分県いじめ防止基本方針



平成29年10月一部改正  
大分県・大分県教育委員会

# 大分県いじめ防止基本方針

## 目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの定義	3
4 いじめの理解	5
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 県が実施すべき施策	8
2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策	12
3 学校が実施すべき施策	13
第3 重大事態への対処	
1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査	21
2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	25
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 市町村に対する要請	27
2 学校法人に対する要請	27
3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	27
附則	27
資料	28

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

大分県では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、県民及び関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、今日の社会状況の著しい変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われるいじめ等新たな課題も生じてきました。

こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むべく、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、大分県では、本県におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定しています。

法附則第2条第1項には、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、このたび、国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。これを受けて、大分県では、県の基本方針を改定することとしました。

この県の基本方針の対象となる学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）のうち、大分県教育委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校です。

対象となる各学校は、国のいじめ防止基本方針、県の基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の策定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組みます。

また、市町村や市町村が設置する学校においても、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの防止等の取組を効果的に進めていくことが重要です。そのためには、県、市町村、県内全ての学校、関係機関・団体等が考え方や情報を共有し、家庭・地域住民、その他の関係者が連携して取り組むことが望まれることから、県の基本方針も参酌して、それぞれの取組の推進をお願いします。

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本県におけるいじめの認知件数は、些細ないじめの事案も見逃さず、積極的ないじめの把握に努めた結果、平成18年度以降2,000件台から3,000件台で推移しており、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

よって、県の基本方針は、上記基本理念を踏まえ、さらに、これまでのいじめの対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

### 3 いじめの定義

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

ものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- (6) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
  - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
  - ・ 存在を否定される
  - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
  - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
  - ・ 席を離される など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
  - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
  - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 脅かされ、お金を取られる
  - ・ 靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる
  - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
  - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
  - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる

- ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

- (7) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 4 いじめの理解

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成28年6月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) 本県はいじめの態様では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3分の2を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

#### 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせること

なく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりは未然防止の観点からも重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

特にいじめを受けている児童生徒には、

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめを受けている事実を言えない。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の児童生徒に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要である。

また、いじめを行った児童生徒の原因や背景については、

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめを受けている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正常化することがある。
- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等の心理状態を踏まえつつ、学校いじめ対策組織等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装っ



て行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、24時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や県教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (4) 地域や家庭との連携

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めその改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切である。

これら学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、家庭と地域とが一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは

地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校設置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒指導支援チーム」<sup>1</sup>の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

脚注1：「大分県生徒指導支援チーム」は、P10を参照

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 県が実施すべき施策

#### (1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### ① 連絡協議会の設置

県は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、県や市町村、地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する、「大分県いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡

協議会」という。)を設置する。

② 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部私学振興・青少年課、県福祉保健部こども・家庭支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び団体並びに市町村教育委員会、公立及び私立学校と市町村の福祉主管部の代表等で構成する。

③ 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

ア 県の基本方針に基づく各団体等の取組状況

イ いじめに関する地域の現状や課題

ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組

エ いじめの防止等に向けた団体間の連携

オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

(2) 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

① 大分県立学校いじめ対策委員会条例の施行

法第14条第3項に基づき、近年の解決困難ないじめ問題の増加やいじめによる重大事態の発生増加を受け、より速やかに事態の対処に当たり、同種事態の発生防止に資するため、事実関係の調査といったいじめ防止に関する対策を行う組織を常設化すべく、県教育委員会の附属機関として、「大分県立学校いじめ対策委員会」を設置する。

② 大分県立学校いじめ対策委員会の構成

法律、医療、心理、福祉、教育に関し専門的な知識又は経験を有する者10名により構成する。

③ 大分県立学校いじめ対策委員会の審議内容

ア いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について審議すること。

イ 法第24条に規定する事案について調査すること。

ウ 法第28条第1項に規定する重大事態について調査すること。

(3) 大分県生徒指導支援チーム等の設置

県は、いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生し

たいじめの調査を行うために、県教育委員会に大分県生徒指導支援チーム等（以下「生徒指導支援チーム等」という。）を設置する。

① 生徒指導支援チーム等の構成

「生徒指導支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「大分県生徒指導支援チーム」<sup>2</sup>と「学校問題解決支援チーム」<sup>3</sup>からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② 生徒指導支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づきいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた助言を行う。

脚注2 「大分県生徒指導支援チーム」とは、公立学校で発生するいじめや不登校をはじめとする児童生徒にかかる生徒指導上の諸問題の解決支援等を行うため、平成28年4月1日、県教育委員会に設置したもの。

脚注3 「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したもの。

(4) 再調査のための機関

① 再調査機関の設置

県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認めた場合に、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うため、大分県いじめ問題調査委員会を設置する。

② 再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(5) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

- ・ 県は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人

的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

- ② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、県教育センターにおける教育相談、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。
- ③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）
  - ・ 連絡協議会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。
- ④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）
  - ・ いじめの防止に関し蓄積したノウハウやいじめの問題への新たな調査・研究を活用した研修事業の充実により、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質向上を図る。
- ⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）
  - ・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめの事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。
- ⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）
  - ・ いじめの問題は、大人たち全員の課題であるとの意識を持ち、家庭や地域など子どもに係わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて、「いじめをしない、させない、許さない」社会の醸成のための広報啓発活動等を行う。
- ⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し
  - ・ 県の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ⑧ 重大事態への対処
  - ア 県立学校を設置する地方公共団体の長
    - ・ 第28条第1項に定める「重大事態」発生の報告を受けた知事は、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
    - ・ 再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
  - イ 私立学校の所轄庁である知事
    - ・ 「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができる。
    - ・ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人やその設置する学校が重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

- ⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助
  - ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、生徒指導支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。
- ⑩ 私立学校主管部局の体制
  - ・ 私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）は、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合は、適切に対応する。

## 2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

- (1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）
  - ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
  - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
  - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
  - ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。
  - ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
  - ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
  - ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織改善プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。
- (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
  - ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
  - ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
  - ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
  - ・ 県教育センター教育相談部や24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。

- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。
- (3) 関係機関等との連携
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
  - ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- (4) 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）
- ・ 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。
  - ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面接・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
  - ・ 県教育委員会及び学校法人は、教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう各学校に対して促す。なお、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

### 3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学

校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・ 各学校は、国又は県の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
  - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
  - ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
  - ③ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、保護者や地域住民の方々、関係機関の協力を得て、「どのようにしていじめの防止と早期発見をするのか」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をすべきか」「保護者や地域はどのように協力するのか」「関係機関との連携はどのようにあるべきか」等地域を巻き込んだものとするほか、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面接の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・ 各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ・ 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する必要がある。



## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### ① 組織の設置

- ・ 法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くよう明示的に規定しており、各学校は、学校いじめ対策組織を常設するものとする。
- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることに留意する。

### ② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者であるスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。

### ③ 具体的な組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割は以下のとおりとする。

#### ア 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### イ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

④ 組織の周知

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、組織の存在や活動が容易に認識される取組を行う。
- ・ 学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを児童生徒に認識させる必要がある。

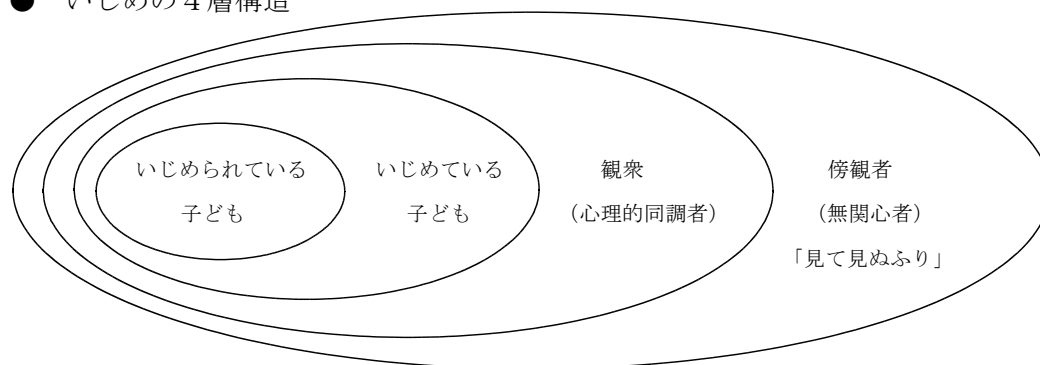
(3) いじめの未然防止のための取組（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ 全ての児童生徒を対象に「いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されない」という意識の醸成を図り、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことで、いじめが重大な問題と捉えられるよう子どもを育成する。
- ・ その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害、加害、周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等法律上の扱い等も学ばせる。
- ・ いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図る。
- ・ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・ いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず、勇気を持って学校いじめ対策組織に報告する等いじめを止め、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。特に「いじめられる側にも問題がある」という意識や発言は、いじめを容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立化させ、いじめ

を深刻化させることに留意する。

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

● いじめの4層構造



1986 大阪市立大名誉教授 森田洋司

(4) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）

- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃

から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す小さな変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- ・ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
- ・ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解するとともに、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(5) いじめに対する措置（法第23条関係）

- ・ 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る。
- ・ 児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告や相談があった場合は、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒が「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、その後の報告・相談を行わなくなる可能性があるため、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。
- ・ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報は適切に記録する。
- ・ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下に必要な指導や支援を継続的に行う。

- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス等いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

- ・ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

(6) 関係機関との連携

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報

共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。

- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。
- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）

- ・ 「情報」等の授業を通じて、これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図る。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。
- ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

(8) 校内研修の充実

- ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- ・ 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

##### (1) 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、地方公共団体の長（私立学校は、知事）に、重大事態の発生について報告するとともに、学校の設置者又は学校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

##### (2) 重大事態の意味

① 法第28条第1項各号に規定する「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

② 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合  
などが想定される。

③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

④ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### (3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、私立学校は私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に事態発生について報告する。

なお、市町村教育委員会は、重大事態が発生した場合は、市町村長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会にも報告する。

### (4) 事実関係を明確にするための調査

#### ① 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 学校から報告を受けた県教育委員会及び学校法人は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、県教育委員会及び学校法人は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・ 県教育委員会及び学校法人が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

#### ② 調査を行うための組織

##### ア 学校が調査主体となる場合

- ・ 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、調査組織を設置して行う。
- ・ 当該重大事態の性質に応じて、外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を加える等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

##### イ 県教育委員会及び学校法人が調査主体となる場合

- ・ 学校を設置する県教育委員会及び学校法人が行う調査は、県教育委員会及び



学校法人の下に適切な調査組織を設置して行う。

- ・ 県立学校における調査は、法第14条第3項の県教育委員会の附属機関である「大分県立学校いじめ対策委員会」を調査組織とする。
- ・ 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会教育長の要請に応じて必要な協力を行う。

### ③ 調査の実施

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- ・ 調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであり、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・ 調査を実効性あるものとするため、学校の設置者又は学校は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- ・ 学校の設置者又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
  - i) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
    - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への適切な指導を行い、いじめの行為を止める。
    - ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行う。
    - ・ 調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、県教育委員会及び学校法人は、より積極的に指導や支援を行う他、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。
  - ii) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
    - ・ 児童生徒の死亡や入院など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手する。
    - ・ 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

※ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できうる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報については、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのないものをより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会および学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

iii) その他留意事項

- ・ 法第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において重大事態であると判断した場合、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。例えば、大分県こころの緊急支援活動チーム（CRT（Crisi

s Response Team)) の活用も考えられる。

## (5) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の適切な提供

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法により説明する。
- ・ 情報の提供にあたり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・ 質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、県教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

### ② 調査結果の報告

- ・ 県立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、県教育委員会を通じて、また、県教育委員会が実施した調査結果は、直接知事に報告する。
- ・ 私立学校で発生したいじめの重大事態について、当該学校又は学校法人が実施した調査結果は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に報告する。
- ・ 市町村教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市町村長に報告するとともに、あわせて県教育委員会にも報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。その際には、学校の設置者又は学校は、事前にその旨を児童生徒又は保護者に伝えるものとする。

## 2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

### (1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、大分県いじめ問題調査委員会条例第2条の規定に基づき、大分県いじめ問題調査委員会に調査（以下「再調査」という。）を諮問する。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切

な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、大分県いじめ問題調査委員会の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 市町村に対する要請

県は、市町村に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のために必要な対策を講じるよう要請するとともに、必要な助言又は援助を行うこととする。

### 2 学校法人に対する要請

県は、私立学校を設置する学校法人に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講じるよう要請する。

### 3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 県は、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずる。
- ・ 県は、市町村における地方いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

#### 附 則

この方針は、平成26年4月16日から施行する。

#### 附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この方針は、平成29年10月18日から施行する。

資料

## 重大事態発生時の対応

